

10 職員の服務の状況

服務に関する基本原則の概要

区分	概要
法令・職務命令遵守義務	職員は、職務遂行にあたって法令や上司の職務命令に従わなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはならない。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
職務専念義務	職員は、全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければならない。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されている。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等が禁止されている。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければならない。